

令和元年度 錦ヶ丘中学校部活動方針

1 目的（指導方針）

- (1) 学年の枠を超えた集団活動を通して、生徒に創意・工夫のある計画的・継続的な活動をさせる。
- (2) 豊かな情操を培いながら、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、自主的で実践的な態度を育てる。
- (3) 互いに協調しながら、安全に努め、ルールを守って活動させる。

2 運営について

(1) 設置部、顧問について

- ①設置部については以下の通りとする。

○令和元年度設置部

- ・野球・ソフトボール・サッカー・テニス（男女）・陸上競技・水泳
- ・弓道・剣道・柔道・バスケットボール（男女）・バレーボール（男女）
- ・新体操・卓球（男女）・吹奏楽・美術・生活文化・科学・合唱・囲碁将棋

- ②顧問については校長の委嘱によって決定されるが、専門であるとは限らない。

- ③開設部活動によっては、近隣校を選べる制度もある。

- ④季節部（駅伝、スキー、スケート等）については、希望生徒がいれば、担当顧問を割り当て、大会に参加する。

(2) 加入について

- ①教育課程外の自主的活動なので、任意加入とする。

○毎年4月に更新する。「加入届」「不加入届」を提出させる。

- ②年度途中の退・転部を認める。

○担任・顧問と相談の上、「退・転部届け」を提出させる。

(3) 活動時間について

- ①基本的に週2日以上 of 休養日を設けること。

（学期中は最低平日1日、土日1日、長期休業中は土日祝日閉庁日を原則休養日とする。）

※大会や練習試合等の関係上、土日両日活動した場合は平日に休養日追加1日分設けること

- ②練習時間は平日2時間程度、休日3時間程度とする。（練習試合は除く）

- ③平日は16：30までとする。（完全下校16：45）但し、生徒の活動時間の確保のために生徒や保護者の同意の上、延長及び特別延長を認める。

- ④校庭・体育館の面積と活動部活数の関係から、それぞれ活動日および活動時間のローテーションを顧問間で相談し、確定する

- ⑤延長は年間を通して認めるが、特別延長については次のような場合に限る。

○大会の3週間前から計画し、実質活動日数は2週間以内とする。

（大会は、中体連などの主催または後援とする）

（文化部は、吹奏楽コンクールやマーチングコンテストなど同等のもの）

※下記⑥に示している朝練を行う場合は、特別延長はできない

⑥活動時間一覧

	期 間	延長終了	生徒完全下校	特別延長終了	生徒完全下校
1	3月～10月	18：00	18：15	18：30	18：45
2	11月～2月	17：30	17：45	18：00	18：15

- ⑦朝練については次のような場合に限る。

○大会（3回のハイシーズン：中総体・新人大会・春季大会等）の3週間前から計画し、実質活動日数は2週間以内とする。ただし、特別延長をしている場合は実施することはできない。

○時間帯は7：30～8：10とする。8：25の予鈴に間に合わせる。

（制服に着替えて着席。遅れた場合は遅刻扱いとする）

(4) 申請及び手続きについて

- ①毎月、「月間部活動実施記録簿」を作成し、教頭に提出すること。
- ②朝練習や延長、特別延長の場合は、保護者の同意の上で行う。延長等は保護者への同意文書の回覧（部活動担当→主幹教諭→教頭→校長）をもって許可される。
※通常延長の同意文書は1年に1回でかまわないが、期間に応じた終了時間を明記すること。
- ③土・日・祝日の活動は前月の指定日まで「部活動承認簿」へ記入すること。

(5) 部活動中止について

- ①考查期間は、実力考查1日前、中間考查3日前、期末考查5日前から
（大会前等の場合、部によっては保護者の同意の上、行われることがある）
- ②顧問（代理顧問）不在の場合
- ③職員会議や分掌部会、一斉開催の学年部会など（休養日として扱える）
- ④その他（職員会議で中止が必要と判断された日）